

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	完成検査済証の再交付		
根拠法令及び条項	危険物の規制に関する政令第8条第4項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 危険物の規制に関する政令 (完成検査の手続) 第8条第4項 前項の完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を 亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長 等にその再交付を申請することができる。		
審査基準 設定年月日	平成27年2月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請のあった日の翌日から起算して3日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。